

## 登別市介護サービス提供基盤等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が作成した整備計画（介護サービス提供基盤等整備事業実施要綱（平成27年7月10日付け高福第543号。以下「実施要綱」という。）により作成する地域密着型サービス施設等整備計画及び介護施設等の施設開設準備計画をいう。）を実施する事業者に対し、事業に要する費用について、予算の範囲内において交付する登別市介護サービス提供基盤等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、登別市補助金等の事務取扱に関する規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業等」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 前条の地域密着型サービス施設等整備計画に基づき、事業者が実施する公的介護施設等の施設及び設備等（以下「施設等」という。）整備事業（以下「地域密着型サービス等整備助成事業」という。）
- (2) 前条の介護施設等の施設開設準備計画に基づき、事業者が実施する介護施設等の開設又は増床の準備に係る事業（以下「介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」という。）

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次により算出するものとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業に係る補助金の額は、別表1の区分の欄に定める施設等につき同表補助額の欄において定める額と同表単位の欄において定める数を乗じて得た額の合計額、同表補助対象経費の欄において定める実支出額の合計額及び建物の建設に要した費用（以下「総事業費」という。）から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して最も少ない額とする。
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る補助金の額は、別表2の区分の欄に定める施設等につき同表補助額の欄において定める額と同表単位の欄において定める数を乗じて得た額の合計額、同表補助対象経費の欄において定める実支出額の合計額及び総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して最も少ない額とする。

(補助金の対象除外)

第4条 補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する経費

- (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する経費
- (3) その他施設等整備事業として適当と認められない費用  
(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）がこの補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに介護サービス提供基盤等整備事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（報告）書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算（決算）書（別記様式第3号）
- (3) 補助金交付申請（実績）額算出調書（別記様式第4号）
- (4) 施設の概要書及び平面図
- (5) 工事費内訳書又は見積書の写し
- (6) 法人の定款、規約その他の基本約款
- (7) 免税事業者及び簡易課税制度適用事業者であることを明らかにする書類  
(補助事業者が免税事業者及び簡易課税制度適用事業者である場合に限る)
- (8) その他市長が特に必要と認める書類  
(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請書が提出されたときは、当該申請書の審査等により、申請額に誤りがないか、補助事業等の目的及び内容が適当であるか等について調査し適当と認めるときは、交付を決定し、介護サービス提供基盤等整備事業費補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、次に掲げる条件を付して補助金の交付の決定をするものとする。

- (1) 補助事業等を行うために必要な調達を行う場合は、市の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によること。
- (2) 補助事業等の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。ただし、当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の10分の1を超えない場合等を除くものとし、補助事業等の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から5年間保管しておくこと。ただし、処分を制限された取得財産等に係る帳簿及び書類については当該処分

を制限された期間保存すること。

- (5) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (6) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を市長に提出し、また、市の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従うこと。
- (7) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従うこと。
- (8) 前号の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとること。
- (9) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (10) 補助事業等に係る建設工事が完成したときは工事完成届を速やかに市長に提出すること。
- (11) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助金実績報告書を市長に提出すること。なお、補助金実績報告書は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに提出すること。
- (12) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとること。
- (13) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産（価格が30万円以上の機械及び器具）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。
- (14) 市長の承認を得て前号の財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を市に納付させることがある。
- (15) 前号に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を市に納付させることがある。
- (16) この補助事業等の完了により収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (17) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業

の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(18) 補助事業等を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が請け負った当該工事の全部を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。

(19) 補助事業等完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助対象事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「仕入控除税額」という。）が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式第6号）により速やかに市長に報告すること。

また、仕入控除税額が明らかにならない場合又は仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、この補助金の額の確定の日の翌年6月10日までに市長に報告するとともに、仕入控除税額の確定後は速やかに市長に報告すること。

なお、補助対象事業に係る仕入控除税額については、その全部又は一部を市に納付させることがある。

(20) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取り消しに係る部分に関し既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。

なお、補助金の額の確定があつた後においても同様とする。

ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

イ 虚偽の申請又は実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（市以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

オ 同号アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(21) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付すること。

(22) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補

助金等（その交付が法令の規定により市の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納額とを相殺することがある。  
(23) 第6号の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は市の職員による帳簿、書類その他の物件を調査することがあるので、これに協力すること。

(変更申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後に申請の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、第5条に規定する申請手続きに従い、あらかじめ市長に申請しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに介護サービス提供基盤等整備事業費補助金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（報告）書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算（決算）書（別記様式第3号）
- (3) 補助金交付申請（実績）額算出調書（別記様式第4号）
- (4) 補助対象事業が完了した施設等の写真
- (5) 契約書及び領収書の写し
- (6) 建築基準法第7条第5項による検査済証等の写し
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告書等の提出を受けたときは、これらの書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該報告書等を適当と認めたときは、介護サービス提供基盤等整備事業費補助金確定通知書（別記様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出するものとする。この場合において、市長は、前条の規定により確定した額を交付するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成28年告示第77号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年告示第75号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年告示第66号）

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

地域密着型サービス等整備助成事業

区分	補助額	単位	補助対象経費
小規模多機能型居宅 介護事業所	32,000 千円	施設数	

別表 2 (第 3 条関係)

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

区分	補助額	単位	補助対象経費
小規模多機能型居宅 介護事業所	800 千円	定員数 ※小規模多 機能型居宅 介護事業所 にあつて は、宿泊定 員数とす る。	介護施設等の施設開設準備計 画に基づく施設等の円滑な開所 や既存施設の増床、また、介護療 養型医療施設から介護老人保健 施設等への転換の際に必要な需 用費、使用料及び賃借料並びに備 品購入費（備品設置に伴う工事請 負費を含む。）、報酬、給料、職 員手当等、共済費、賃金、旅費、 役務費、委託料又は工事請負費。



別記様式第1号（第5条関係）

介護サービス提供基盤等整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所  
法人の名称  
代表者氏名 印

事業名 \_\_\_\_\_

上記の事業に関し補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及び概要

2 事業所の名称等

名 称 \_\_\_\_\_

設置場所 登別市 \_\_\_\_\_

3 事業の着手及び完了の予定期日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

4 補助金交付申請額 金 円

注1 補助事業等が複数ある場合は、事業ごとに作成すること。

注2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業にあつては、第1項及び第4項のみ記載すること。

別記様式第2号（第5条、第8条関係）

事業計画（報告）書

事業名

設 立 年 月 日	
申 請 者 の 営 む 主 た る 事 業	
補 助 事 業 等 の 内 容	
補 助 事 業 等 実 施 に よ る 効 果	
備 考	

注1 補助事業等が複数ある場合は、事業ごとに作成すること。

注2 補助事業等の内容は詳細に記載すること。

注3 地域密着型サービス等整備助成事業の計画にあつては、整備箇所の着手前写真、設計図書及び工程表を添付すること。

注4 事業報告にあつては、補助対象事業等についてのすべての契約書及び領収書の写しを添付すること。

別記様式第3号（第5条、第8条関係）

収支予算（決算）書

事業名 \_\_\_\_\_

収入の部		支出の部	
科目	金額（円）	科目	金額（円）
自己資金			
介護サービス提供 基盤等整備 事業費 補助金	第2条第 1号関係		
	第2条第 2号関係		
上記以外の補助金			
借入金			
寄付金その他収入			
その他 ( )			
計		計	

注1 補助事業等が複数ある場合は、事業ごとに作成すること。

注2 算出基礎が確認できるよう資料を添付すること。

注3 地域密着型サービス等整備助成事業にあつては、支出の部で「総事業費」  
が分かるよう記載すること。

注4 「寄付金その他の収入」には、補助事業等のためになされた寄付金又は  
出資金を記載すること。

別記様式第4号（第5条関係、第8条関係）

介護サービス提供基盤等整備事業費補助金交付申請（実績）額算出調書

事業名

（単位：円）

施設等の種別	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 C (A-B)	補助対象経 費の実支出 予定額 D	補助基準により算出した額					補助金 所要額
					整備床数、施設 数又は定員数 a	単 価 b	基準額 c (a×b)	加算額 d	計 E (c+d)	

注1 補助事業等が複数ある場合は、事業ごとに作成すること。

注2 補助金所要額の欄には、C、D及びEの額を比較して最も低い額を記載すること。

介護サービス提供基盤等整備事業費補助金交付決定通知書

申請者 住 所  
法人の名称  
代表者氏名

年 月 日付で申請のありました標記補助金について、登別市介護サービス提供基盤等整備事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。ただし、次の条件を守らなければなりません。

年 月 日

登別市長 印

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとします。  
交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 この補助金は、本目的以外に使用してはならない。
- 3 補助事業等を行うために必要な調達を行う場合は、市の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- 4 補助事業等の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。ただし、当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の10分の1を超えない場合等を除くものとし、補助事業等の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- 5 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 6 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、

当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から5年間保管すること。ただし、処分を制限された取得財産等に係る帳簿及び書類については当該処分を制限された期間保存すること。

- 7 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- 8 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を市長に提出し、また、市の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従うこと。
- 9 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従うこと。
- 10 前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにすること。
- 11 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- 12 補助事業等に係る建設工事が完成したときは、工事完成届を速やかに市長に提出すること。
- 13 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助金実績報告書を市長に提出すること。なお、補助金実績報告書は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに提出すること。
- 14 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとること。
- 15 補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並び

に事業により取得し、又は効用の増加した財産（価格が30万円以上の機械及び器具）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。

16 市長の承認を得て前項の財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を市に納付させることがある。

17 前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を市に納付させることがある。

18 この補助事業等の完了により収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。

19 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

20 補助事業等を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が請け負った当該工事の全部を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。

21 補助事業等完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助対象事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「仕入控除税額」という。）が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに市長に報告すること。

また、補助対象事業に係る仕入控除税額が明らかにならない場合又は仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、この補助金の額の確定の日の翌年6月10日までに市長に報告するとともに、仕入控除税額の確定後は速やかに市長に報告すること。

なお、補助対象事業に係る仕入控除税額については、その全部又は一部を市に納付させることがある。

22 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取り消しに係る部分に関し既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。

- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（市以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (4) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

2 3 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付すること。

2 4 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により市の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

2 5 第8項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は市の職員による帳簿、書類その他の物件を調査することがあるので、これに協力すること。



別記様式第6号（第6条第2項関係）

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所  
法人の名称  
代表者氏名

印

介護サービス提供基盤等整備事業費補助金に係る消費税及び地方消費税  
に係る仕入れ控除税額報告書

年 月 日付け登 第 号で交付の決定を受けた介護サービス  
提供基盤等整備事業費補助金に係る消費税額及び地方消費税額仕入れ控除税額  
について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額	金	円
2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の確定申告に伴う交付金 に係る消費税等仕入控除税額	金	円
4 要補助金返還相当額（3－2）	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構  
成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・消費税確定申告書付表2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の  
写し
- ・3の金額の内訳を記載した書面（別紙）
- ・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項  
に規定する特定収入割合が5パーセント以下であることを確認できる資  
料

5 当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状  
況を記載

〔 〕

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者等が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が 5 パーセントを超えることを確認できる資料

(別紙)

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

補助事業者等

課税売上割合 95%以上		個別対応方式		一括比例配分方式			課税売上割合	%		
区分	交付対象 経費 ① 円	①の内訳		②のうち 消費税等 相当額 ③ 円	③の内訳			仕入控除 税額 ⑥ 円	補助率 ⑧ %	補助金に係る 消費税等 仕入控除税額 ⑦×⑧ 円
		課税対象 ② 円	非課税 円		課税売上 対応 ④ 円	共通売上 対応 ⑤ 円	非課税 売上対応 円			
計							⑦			

注1 「③の内訳」欄については、課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

2 「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

- (1) 課税売上割合が95%以上の事業者の場合・・・③=⑥
- (2) 課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④+[⑤×(課税売上割合)]
- (3) 課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×(課税売上割合)

別記様式第7号（第8条関係）

介護サービス提供基盤等整備事業費補助金実績報告書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所  
法人の名称  
代表者氏名 印

事業名

---

年 月 日付け登 第 号で交付の決定を受けた上記の事業は、年 月 日に完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業所の名称

---

2 事業の概要

3 事業所設置場所 登別市

---

注1 補助事業等が複数ある場合は、事業ごとに作成すること。

別記様式第8号（第9条関係）

登 第 号  
年 月 日

申請者 様

登別市長 印

介護サービス提供基盤等整備事業費補助金確定通知書

年 月 日付け登 第 号で交付(変更交付)の決定をいたしました  
標記補助金について、登別市介護サービス提供基盤等整備事業費補助金交付要  
綱第9条の規定により、次のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の確定額は、次のとおりとします。

確定額 \_\_\_\_\_ 円

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円  
(変更交付決定額 \_\_\_\_\_ 円)

事業名 \_\_\_\_\_

別記様式第9号（第10条関係）

介護サービス提供基盤等整備事業費補助金交付請求書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所  
法人の名称  
氏 名 印

次の金額を請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、  
事業名 \_\_\_\_\_  
として

振 込 先 口 座		
金融機関名		
口座番号	普通・当座	
口座名義人	フリガナ	
	氏 名	